

平成 31 年 3 月

遊佐町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日程 平成 31 年 3 月 22 日（金） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 05 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案
 - 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

- 議第 52 号 非農地証明願いについて
- 議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 54 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
- 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 56 号 農用地利用配分計画案について
- 議第 57 号 農業委員会事務職員の任免について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子			15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
14	菅原 善悦						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 3 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
		蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一						

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 3 月定例会を開催します。</p> <p>今総会は定例によりまして、農業委員会事務職員の任免について審議させていただきますが、その後、町長部局の人事異動もありますので、議案の順序を変更させていただき、その結果をもって途中退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で 3 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。</p> <p>雪も融け、まだ多少寒さも続いていますが、だいぶ春らしくなってきました。農作業の方もハウス内の耕起や温湯消毒などが始まっております。また、田んぼでは畦畔付けを始めている人もおるようです。くれぐれも怪我や事故には十分気を付けて作業を行いましょう。</p> <p>今日は人事に関する事で早めに集まってもらいました。</p> <p>一昨日ですが、常設審議委員会がありまして、山形県農業経営の基盤強化促進に関する基本方針の見直しについて、県の担当から説明がありました。前にも集積率ということで話しましたが、全国の目標が 80% に対して県は 90% ということで、現在は 64.8% ということであります。町は 70% を超えたということであります。各会長さん方からは、そんなに上げなくてもいいのではないかという意見が出されました。</p> <p>また、経営者 1 人当たりの農業所得を 400 万円以上と県の方で上げております。経費を引いた金額にしてはハードルが高いとの意見も出され、その上はトップランナーで 800 万円というものがあります。かなり厳しい数字かなと思っております。はたして、この辺も現状の数字にあっているのかなということで、各会長さん方も質問したようであります。他に新規就農者数や労働時間等の目標も挙げておりましたが、かなり無理がある目標に思われますので、現実に近い目標を考えてもらいたいものです。</p> <p>それでは、総会に提出されました案件の慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p>

	<p>では 11 番榊原一男委員、15 番佐藤重一会長代理にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、先ほど事務局長よりありました、議第 57 号 農業委員会事務職員の任免について、繰り上げて審議します。係長及び主事は一時退席してください。</p> <p style="text-align: center;">(事務局、退席)</p> <p>それでは事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。 発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 57 号 農業委員会事務職員の任免について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 57 号 農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお、佐藤事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長、退席) (事務局、着席)</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 4 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 75 計 8 筆、10,557 m² 番号 76 計 3 筆、2,889 m² 番号 77 計 1 筆、569 m² 番号 78 計 1 筆、73 m²</p> <p>以上 4 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 42 計 1 筆、288 m² 解約の事由は収用のためです。 番号 43 計 4 筆、7,470 m²</p>

	<p>解約の事由は所有権移転と自作のためです。 3筆は議第 55 号(1)番号 27 で所有権移転し、残り 1 筆は自作となります。 番号 44 計 1 筆、5,328 m² 解約の事由は第三者への利用権設定のためです。 議第 55 号(2)番号 117 で利用権設定します。 番号 45 計 1 筆、366 m²、 解約の事由は自作のためです。残存小作地の解約となります。 番号 46、計 2 筆、2,371 m² 解約の事由は契約方式の変更のためです。 通常の基盤法から農地利用円滑化促進事業を活用するため、議第 55 号(2)番号 119-1、119-2 で利用権設定を行います。 番号 47、計 5 筆、12,898 m²、 解約の事由は、所有権移転のためです。 議第 55 号(1)番号 28 で現在の借人に所有権移転します。 番号 48 は先程説明した番号 46 と同様の理由の解約です。 番号 48、計 2 筆、7,473 m² 通常の基盤法から農地利用円滑化促進事業を活用するため、議第 55 号(2)番号 123-1、123-2 で利用権設定を行います。 最後に、 番号 49、計 2 筆、7,594 m² 解約の事由は、受け手変更のためです。議第 56 号でマッチングします。 報告事項の詳細説明については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 52 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 1 頁、補足説明資料は 2 頁からご覧ください。 番号 4 計 2 筆、231 m² 申請地は昭和 43 年に農地転用許可を受けましたが、昭和 45 年に申請人が事業計画変更し許可を承継しております。 作業場、物置を建築しましたが地目変更登記を行わないまま平成 15 年頃に解体したということです。40 年以上宅地として経過しており、農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況であります。固定資産税も宅地で課税されております。 今回、隣接地の方が取得し、住居を建てたいとのことから申請されたものです。 現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。 14 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、鈴木寿一部会員、高橋推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p>

	以上です。
議長	それでは1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1番齋藤誠喜委員が举手し、議長が指名する)
1番齋藤誠喜委員	3月14日に現地調査を行いました。 2頁の写真ですが、上の写真で見ると、作業場と物置があったということで、その基礎が残ってありました。下の方の写真ですが、申請地内に道路があるように見えますが、長年、敷地内を利用したため道路状になっていますが道路ではないということです。 さきほど事務局から説明ありましたが、転用許可は受けていましたが地目変更登記をしていなかったということです。 現状を見ると、農地に復元することは大変困難なようで、非農地として証明することに問題はないのではないかと見てまいりました。 以上です。
議長	次に9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。 (9番今野一彦委員が举手し、議長が指名する)
9番今野一彦委員	現地調査の写真を見てもらえるとわかると思うんですけど、農地には復元できないのかなと判断してきました。非農地として認めても問題はないと思います。 以上です。
議長	次に2番鈴木寿一委員より現地調査の報告をお願いします。 (2番鈴木寿一委員が举手し、議長が指名する)
2番鈴木寿一委員	部会長、副部会長と同じく、私も生まれてから、ここはこのようだったので、まさか田とは思ってなくて、田としては無理なんじゃないかなと思って見てまいりました。
議長	次に高橋正人推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (高橋正人推進委員が举手し、議長が指名する)
高橋正人推進委員	私も非農地として問題ないと思います。 以上です。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第52号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第52号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第53号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が举手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が举手し、議長が指名する)
事務局	説明申し上げます。審査基準書は3頁をご覧ください。 農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げ

	<p>る効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 6 計 5 筆、13,144 m² 単価は約 760 円、総額 1 万円の 5 年間の契約です。 新規に設定となります。 貸人、借人双方の希望による申請です。 貸人からは農地縮小のあっせん申出があり、あっせん台帳に登録して借り手を探していました。借人も新規就農のため農地を探しており、あっせん台帳に登録されていた貸人の土地について興味を持ち、申請に至りました。</p> <p>借人は今月 20 日の認定審査会で、認定新規就農者となっております。 借りる話がまとまったのが昨年の秋ですが、青年就農給付金（準備型）の要件の関係で契約できず、始期が 4 月 1 日となる今月総会に申請となりました。</p> <p>貸借の話がまとまってからは相対で借人が土地の整備等を行い、管理しているとのことでした。 また、借人は町内の農家の方のもとで農作業に従事しております。 現地調査は鈴木一弥委員から行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは 4 番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。 (4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>事務局から説明ありましたが、町内の農家の田んぼの手伝いをしていました。</p> <p>この畑を借りて、今年は大根の作付をしてがんばっていきたいということですですので問題ないと判断してまいりました。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 54 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 頁、補足説明資料は 7 頁をご覧ください。 この案件につきましては、平成 25 年 4 月総会に諮り、6 月に県知事許可</p>

	<p>をいただき、その後、平成 25 年度 (H26.3 月総会)、平成 26 年度 (H27.3 月総会)、平成 27 年度 (H28.3 月総会)、平成 28 年度 (H29.2 月総会)、平成 29 年度 (H30.2 月総会) と、計 5 回事業計画変更により期間延長している案件です。</p> <p>しかし、いまだに移転補償が決定していない状況です。</p> <p>他方で、施設等の移転先の選定も行っており、1 月総会で農振除外の意見を決定したところであります。</p> <p>そのため、工事期間を平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものです。</p> <p>申請地については、昨年から状況が変わっていないということから、会長、土地専門部会長と協議し、部会長等による現地調査は割愛をさせていただきますが、3 月 12 日に事務局で写真を撮ってまいりました。</p> <p>申請者からお話を伺っているとおりで、何も変化はございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>現地調査はしなかったんですが、私用でそこに行ったところ、去年と同じような状況でした。</p> <p>毎回の延長ですが、何回でも延長できるのか分かりませんが、周りに悪影響を及ぼすようなこともないようなので、問題ないのではないかと思います。</p>
	<p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>齋藤部会長から、何回もいいのかということでしたが、庄内総合支庁にも確認しておりますが、事案が事案ということもあまして、まず転用の意思はあるということ、仕方がないということでもあります。特に何回までという決まりはないということでした。</p>
議長	<p>他に発言のある方。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 54 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 54 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 9 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p>

内訳は、(1) 所有権移転が 3 件、(2) 利用権設定は新規設定が 8 件、再設定が 15 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

それでは個別にご説明いたします。

(1) 所有権移転

番号 27 計 3 筆、7,403 m²

総額 550 万円の売買による所有権移転です。

譲渡人の希望による売買です。

現地調査は大谷推進委員から行っていただきました。

3 月 11 日に報告を受けております。

これまでも賃貸借契約を結んでおり、借人が買うということで、これまでどおり作ることを確認できたので問題はない。譲受人はまじめで間違いのない方です、とのことです。

番号 28 計 5 筆、12,898 m²

単価は 40 万円、総額 5,159,200 円の売買による所有権移転です。

弁護士の先生からあっせん希望が提出されており、農業委員会でもその他の土地も含めて買い手を探しておりました。

今回、申請地の借り手であった譲受人が買うということで話がまとまり、申請に至りました。

現地調査は土門委員から行っていただきましたので、この後報告をお願いします。

番号 29 計 1 筆、2,216 m²

総額 50 万円の売買による所有権移転です。

申請地はもともと譲受人が相対で借りており、いずれは買うということをお話していたそうです。

現地調査は鈴木一弥委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

(2) 利用権設定

番号 112 から 116 は同一人と再設定です。

番号 112 計 3 筆、4,964 m²

期間は 10 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。

番号 113-1、113-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。

番号 113-1、113-2 計 4 筆、7,965 m²

期間は 3 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。

番号 114 計 2 筆、3,506 m²

期間は 5 年、単価は水利費込で 10a あたり 21,000 円です。

番号 115 計 3 筆、8,512 m²

期間は 10 年、単価は 10a あたり 21,000 円です。

番号 116 計 3 筆、9,794 m²

期間は 10 年、単価は水利費込で 10a あたり 24,000 円です。

番号 117 は新規に設定となります。

申請地はもともと別の方が耕作しており、更新時期が今年の 4 月末でした。所有者は元の借人から更新しないことを事前に告げられ、自分でも借りる方を探したが見つからなかったため、農業委員会にあっせんの申し出

がありました。農業委員会によるあっせんの結果、隣の土地を所有し耕作していた借人から承諾を得たため、今回申請となりました。

計 1 筆、5,328 m²

期間は 5 年、総額 21,450 円です。

単価は 10a あたり 5 千円ですが、登記上の面積ではなく共済野帳に記載の面積に単価をかけたため、議案書に記載の金額となっております。

続きまして番号 118 から 121-1、121-2 は同一人と再設定です。

また、番号 119-1、119-2 から 121-1、121-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約となります。

番号 118 計 1 筆、2,143 m²

期間は 7 年、単価は 10a あたり 18,000 円です。

番号 119-1、119-2 計 2 筆、2,371 m²

期間は 10 年、単価は 10a あたり 6,000 円です。

先月総会でも同様の申請がありましたが、その後、契約の方法を農協におしに変更したいとの申し出があったため、今回申請となりました。

番号 123-1、123-2 についても同様です。

番号 120-1、120-2 と 121-1、121-2 の借人は同一人です。

期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。

番号 120-1、120-2 計 18 筆、17,095 m²

番号 121-1、121-2 計 1 筆、168 m²

続きまして番号 122 は新規に設定となります。

もともと平成 29 年の 2 月末までは契約が結ばれていましたが、更新の手続きがなかったため期間満了による合意解約となっております。

今回農業委員会をとおした契約を結びたいと借人から申し出があったため、申請となりました。

貸人と借人は申請地以外にも農業委員会を通して貸借契約を結んでいる土地があり、その契約と終期を合わせて更新の手間を軽減するため、期間は 2 年となっております。

番号 122 計 4 筆、8,455 m²

期間は 2 年、単価は 10a あたり 19,000 円です。

続きまして番号 123-1、123-2 から 125 は同一人と再設定です。

番号 123-1、123-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。

計 2 筆、7,473 m²

期間は 10 年、単価は 10a あたり 7,070 円です。

番号 124 計 1 筆、2,049 m²

期間は 10 年、単価は 10a あたり 15,000 円です。

番号 125 計 1 筆、3,490 m²

期間は 5 年、単価は 10a あたり 25,200 円です。

続きまして、番号 126 と 127 は新規に設定です。借人は同一人で、期間は 3 年、単価は 10a あたり 15,000 円です。

申請地はもともと、別の方が借りて作っていました。番号 127 の貸人との契約の更新は 1 月でしたが、金額の関係で折り合わず、他の借り手を探すことになりました。結果、借人が借りるということで話がまとまり、隣接する田である番号 126 についても同様の契約を結ぶということで、今回申請となりました。

	<p>番号 126 計 2 筆、2,665 m² 番号 127 計 5 筆、12,346 m² 続きまして番号 128 から 130 は同一人と再設定です。 番号 128 と 129 の借人は同一人で、期間は 3 年です。 番号 128 計 3 筆、3,348 m² 米 120 kg の物納です。 番号 129 計 1 筆、1,401 m² 総額 20,000 円です。 番号 130 計 1 筆、1,858 m² 期間は 3 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。 番号 131-1、131-2 以降は新規に設定です。 番号 131-1、131-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約 です。新規に設定の理由ですが、前回の借人が平成 28 年に亡くなってお り、借人が後継者である子に変わっているため新規に設定と記載しました。 ただ、同一世帯で管理する点には変わりはないため、基準書に位置図は載 せておりません。 計 1 筆、3,000 m² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。 番号 132 計 1 筆、1,900 m² 期間は 8 年 7 ヶ月、単価は 10a あたり 6,000 円です。 一昨年 (H29) の 10 月総会で、申請地の隣の土地に同様の賃貸借契約が 結ばれております。ハウスを建てて使用するというので、今回申請地につ いて利用権設定の申し出があったため、申請となりました。 終期は前回の契約の終期に合わせて更新の手間を軽減するため、年単位 ではない契約となっております。 続きまして、番号 133、134 は農地中間管理機構を通じた契約です。 期間は 10 年です。 番号 133 計 4 筆、14,536 m² 単価は 10a あたり 17,000 円です。 議第 56 号でマッチングします。 番号 134 計 2 筆、3,920 m² 単価は 10a あたり 10,000 円です。 議第 56 号でマッチングします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 28 について、12 番土門健太郎委員よ り現地調査の報告をお願いします。 (12 番土門健太郎委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番土門健太郎委員	<p>譲受人に話を聞きました。 今までも譲受人が作付しておりましたので、現状農地としては問題あり ません。 今後も引き続き作付していくということなので、問題なしと判断してき ました。 以上です。</p>
議長	<p>次に、(1) 所有権移転の番号 29 につきましては、4 番鈴木一弥委員より 現地調査の報告をお願いします。</p>

	(4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)
4 番鈴木一弥委員	この畑に関しては、譲受人がこれまでも作ってますし、奥さんと二人で農家してますので、何ら問題ないと思います。今年は大根を作るということです。問題ないと思います。 以上です。
議長	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤重一委員	3 月 14 日に、202 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは質疑に入ります。 最初に、(2) 利用権設定の番号 119 の 1 と 2、123 の 1 と 2、132 について審議いたします。 この案件については、4 番鈴木一弥委員と 6 番川俣義昭委員に関する案件ですので、鈴木委員と川俣委員は一時退席願います。 (4 番鈴木一弥委員、6 番川俣義昭委員 退席) それでは、質疑に入ります。 番号 119 の 1 と 2、123 の 1 と 2、132 について、何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の番号 119 の 1 と 2、123 の 1 と 2、132 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の番号 119 の 1 と 2、123 の 1 と 2、132 について、原案のとおり許可することに決定いたします。 鈴木委員と川俣委員は着席願います。 (4 番鈴木一弥委員、6 番川俣義昭委員 着席) それでは、ただいま議決いただきました案件以外について、審議いたします。 事務局からの説明と現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございませんか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての先ほど議決いただきました案件以外につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 56 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求

	めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書 20 頁からご覧ください。</p> <p>第 5 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので新規分は議第 55 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛させていただきます。</p> <p>21 頁の移転の方ですが、受け手変更ということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>最初に 20 頁の新規配分の番号 2 について審議いたします。</p> <p>この案件については、9 番今野一彦委員に関する案件ですので、今野委員は一時退席願います。</p> <p>(9 番今野一彦委員 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>新規配分の番号 2 について、何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 56 号 農用地利用配分計画案についての新規配分の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 56 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 2 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>今野委員は着席願います。</p> <p>(9 番今野一彦委員 着席)</p> <p>次に、ただいま議決いただきました案件以外について審議いたします。</p> <p>ただいまの事務局説明に対して、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 56 号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 2 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 56 号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 2 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 3 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>